

奥多摩町体験農園利用規程

(目的)

第1条 この規程は、奥多摩町（以下「町」という。）と都市住民とのふれあいと地域の観光産業の振興を目的に設置した奥多摩町体験農園（以下「体験農園」という。）の体験農園利用者（以下「利用者」という。）が農園を使用することに際して、適切な管理を行うことを目的として設置する。

(利用者の資格)

第2条 利用者は、つぎの条件を満たすものとする。

- (1) 町民と積極的な交流をする意志を有する者。
- (2) 体験農園を利用し、作物の耕作ができる者。
- (3) 体験農園の年間活動プログラムに参加する意志を有する者。
- (4) 共用部分の共同作業として、通路の清掃や除草作業等に参加できる者
- (5) 体験農園または利用区画の景観を損なわないよう配慮できる者。
- (6) この利用規程を遵守できる者。

(利用者の申し込み・契約)

第3条 利用者は、所定の利用申請書及びアンケート用紙に必要事項を記入し、利用責任者の履歴書を添え申し込み期限までに提出すること。

- 2 町から利用許可通知があったときは、規定の期限まで現地を確認の上、町と農園の賃貸借契約書を締結すること。
- 3 契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。契約満了の3ヶ月前に更新の申し出があった場合は、奥多摩町体験農園利用者審査委員会において審査を行い、更新に問題がないと判断された場合は、引き続き1年間の利用許可を与えることができる。ただし、同一利用者による利用期間の延長は連続4回までとする。
- 4 特定の区画の利用希望はできない。

(年間料金の支払)

第4条 年間使用料は、契約後1ヶ月以内に一括納入するものとする。ただし、滞在型農園の年間使用料については、前期（4月から9月までの使用料）30万円、後期（10月から翌年3月までの使用料）30万円の二期に分けて納入することができる。なお、納期については、前期分は当該年度の4月末日まで、後期分は当該年度9月末日までとする。

- 2 年間使用料は、納入後原則として返還しない。
- 3 水道・電気・ごみ処理手数料・火災保険料（滞在型農園のみ）等は、町が指定した方法により所定の期限までに納入するものとする。

(農園の利用)

第5条 利用者は、有機土壌づくりをこころがけ、低農薬で農作物栽培を行うよう努め

る。

- 2 利用者は、体験農園における作物の栽培は自家消費用のものとする。
- 3 利用者は、体験農園へは樹木を定植してはならない。
- 4 利用者は、施設の利用権利を他人に譲渡、転貸することはできない。
- 5 利用者は、良好な環境を保全するため、騒音、悪臭、景観を損ねる行為をしてはならない。
- 6 利用者は、他区画に迷惑をかける管理状況にならないよう努めなければならない。
- 7 利用に関して、町が利用者に対し、町民との交流、よりよい作物栽培、景観保全、利用マナーについて指導や助言を行うものとする。
- 8 利用者は、利用期間が終了した時点において残存物があった場合、利用者の責任において処分し町の確認を受けなければならない。
- 9 利用者は、体験農園に住所を定めることはできない。

(農園等の改修)

第6条 利用者が契約締結後、農園内の施設を改修することは認めない。

- 2 利用者の利用不備による農園施設が破損した場合、町が利用者に修繕費を請求することができる。ただし、天災により施設が破損した場合については、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 利用者が契約締結後において良好な管理を行わない場合やこの利用規定に違反した場合、契約を町から一方的に解除できるものとする。

- 2 契約解除する通知した日から1ヶ月以内に、利用者は施設や菜園を入居時の状況に戻し退去しなければならない。その場合、年間使用料は返還しない。

(災害の補償)

第8条 町は、利用者が受けた自然災害について、その責を負わず補償しない。

(損害の賠償)

第9条 利用者が体験農園施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、町の同意を受けなければならない。

(その他)

第10条 この規定のほか、奥多摩町体験農園利用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則 (第4条第1項 ただし書を追加)

この規定は平成23年4月1日から施行する。